

## **当社株式の上場廃止に伴う今後のお手続について**

当社は、2026 年 8 月 28 日開催の臨時株主総会において、株式併合（以下「本株式併合」といいます。）に関する議案が承認可決されたことに伴い、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当し、当社株式は 2026 年 9 月 16 日をもって上場廃止となりました。株主の皆様におかれましては、これまでの長年にわたるご支援に対し、心より御礼申し上げます。

上場廃止までに市場で当社株式をご売却されなかった株主の皆様に対し、本株式併合の効力発生に伴う今後の金銭交付等のお手続について、下記のとおりご案内申し上げます。

### 記

#### 1. 端数株処分代金（金銭）の交付について

本株式併合の効力発生に伴い、株主の皆様の所有株式数は 1 株未満（端株）となります。会社法その他の関係法令に基づき、当該端数の合計数に相当する株式を裁判所の許可を得て売却し、その売却代金を株主の皆様へ交付いたします。

##### (1) 交付時期

2026 年 12 月下旬（予定）

##### (2) 交付金額

2026 年 9 月 17 日の最終の当社株主名簿に記載された所有株式数に、公開買付けにおける買付価格と同額である 1 株につき 1,320 円を乗じた金額と同等の金銭を交付申し上げる予定です。

#### 2. 株主様へのお手続書類の発送について

2026 年 10 月下旬頃に、株主名簿ご登録のご住所宛に「株式併合後の端数株処分代金のお受け取り方法のご確認について」等のご案内書類をご送付申し上げる予定です。書類がお手元に届きましたら、内容をご高覧の上、必要なお手続を行っていただきますようお願い申し上げます。

#### 3. ご留意事項

端数株の売却にあたり、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整等の事由により、実際の交付金額が上記と異なる場合がございますので、何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。

以上